

令和3年度 10月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年10月29日(金) 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(14人)

| | | |
|-------------|--------------------|----------|
| 1番(会長) 本間雄一 | 2番 本間直一 | 3番 池田一彦 |
| 4番 江端美春 | 6番 梶原政好 | 7番 高杉隆司 |
| 8番 高井利明 | 9番 原田秀一 | 10番 松井市雄 |
| 11番 岩野惣市郎 | 12番 鈴木淳子 | 13番 丸山和秀 |
| 14番 渡邊正行 | 15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫 | |
- 4 欠席委員 5番 大嶋喜芳
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事

| | |
|--------|----------------------------|
| 議案第41号 | 新潟市農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第42号 | 黒埼農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について |
| 議案第43号 | 農地法第3条許可申請に関する意見決定について |
| 報告事項 | 新潟市農用地利用配分計画(案)について |
| 報告事項 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 報告事項 | 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 | 農地法第4条転用届出に関する受理について |
| 報告事項 | 農地法第5条転用届出に関する受理について |
| 報告事項 | 農地の転用事実に関する照会書について |
- 6 農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 事務局長 | 中島 剛 | 事務局次長 | 佐藤 清隆 |
| 農地係長 | 上田 芳則 | 農政振興係長 | 五十嵐芳彰 |
- 7 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、これより10月定例総会を開催します。議事日程に従い、進めさせていただきます。</p> <p>本日、欠席届が出ておりますので、ご報告します。5番、大嶋喜芳委員がご欠席です。</p> <p>本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>(挨拶)</p> |
| 議長 | <p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>皆さんからご異議がございませんので、6番、梶原政好委員、7番、高杉隆司委員を指名します。</p> <p>それでは、議事として提案している案件に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加議案の議案第43号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案を説明する前に、案件を地区別にまとめた3ページの総括表をご覧ください。</p> <p>10月総会における許可案件は、内野地区、3条許可1件、全地区合計1件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>追加議案1ページ、議案第43号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和3年10月26日付け、新潟市長許可案件につき、西区農業委員会に意見照会があったものです。</p> <p>第1地域、内野地区です。1号、所在は西区内野上新町ほか3筆で、田畑合計1,274㎡について、後継者に贈与する案件です。調査委員会案件です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>第1地域調査委員長 (9番)</p> | <p>催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第43号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件です。</p> <p>1号は内野地区です。10月14日に申請地の現地確認を行った結果、現況は全て休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、全部効率利用要件を除いて、農作業常時従事要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。つづいて、聞き取り調査に移り、申請代理人である譲受人の父から、申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>また、所有する農地で耕作されていない土地はないかとの質問には、耕作されていない土地はあるが、飛砂の原因にならないよう、管理していくと回答しました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するようお願いし、調査を終えました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第43号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第43号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>議案第43号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第41号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案を説明する前に、案件を事業別、地区別にまとめた4ページの</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>総括表をご覧ください。</p> <p>上段の利用権設定等促進事業は、賃貸借権設定新規、10年のものが3件、所有権移転、売買2件、全地区合計5件です。</p> <p>次に、中段の農地中間管理事業は、賃貸借権設定新規、10年のものが5件、更新、移転はなく、全地区合計5件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>5ページ、議案第41号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>6ページ、新規分の地区別実績表です。更新分がなかったため、7ページの合計の実績表と同じです。</p> <p>地区別の合計は、赤塚地区、合計1件、面積は186㎡、黒埼地区合計4件、面積は6,740㎡、全地区合計5件、面積は6,926㎡です。</p> <p>8ページ、提案文です。</p> <p>「議案第41号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。 令和3年10月29日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>提案文以降、8ページ、9ページが内訳で、それぞれの契約内容になります。</p> <p>次に10ページ、農地中間管理機構が、農地を借り受けるものです。中間管理事業の地区別実績表で、10ページは新規分です。更新分がなかったため、11ページの合計の実績表と同じです。</p> <p>坂井輪地区4件、面積は38,107㎡、黒埼地区1件、面積は7,071㎡、以上、全地区合計5件、面積は45,178㎡です。</p> <p>12ページが新規分の内訳です。</p> <p>13ページ、定例総会で議案承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年11月15日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> |
|-----|---|

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第41号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第41号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>議案第41号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第42号、黒埼農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>18ページ、議案第42号、黒埼農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてです。</p> <p>20ページ、新潟市長から、令和3年10月12日付けで、黒埼農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について、農業委員会に照会がありました。</p> <p>申請地は鳥原地内で、申出者は寺院です。申請理由は既存駐車場の拡張敷地です。葬儀、法要、お盆又はお彼岸など寺院が混雑する際に、駐車場の台数が不足していることから、この度の申請に至りました。</p> <p>意見照会に対する回答は、18ページの回答の(1)農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進への影響は無く、やむを得ないものと認めます。ただし、地域農家及び関係団体の理解を得て、周辺農地や地域農業に支障が生じないよう十分に配慮し、土地利用計画に基づいた実施を行っていただきたい、(2)申請地は、第1種農地転用許可基準(既存の施設の拡張)に該当するため、転用は可能です、としました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし。)</p> |
| 議 長 | <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第42号、黒埼農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第42号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>(異議なし)</p> <p>議案第42号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> |
| 議 長 | <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>農政振興係所管の報告事項を説明する前に、4ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。</p> <p>下段、農地中間管理事業の利用配分計画は、賃貸借権設定新規9件、更新、移転はなく、全地区合計9件です。</p> <p>14ページ、報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について新規分の地区別実績表です。坂井輪地区8件、面積は38,107㎡、黒埼地区1件、面積は7,071㎡、全地区合計9件、面積は45,178㎡です。</p> <p>15ページ、合計の実績表です。更新分がないので、新規分と同じ表になります。</p> <p>16ページの1号から17ページの9号が内訳です。以上です。</p> |
| 事務局 | <p>説明者が変わります。</p> <p>農地係所管の報告事項を説明する前に、3ページの地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計15件です。</p> <p>21ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計1件、田1筆、77㎡の解約を受理しました。</p> <p>22ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計4件、田畑合計121筆、85,297㎡の相続による届出を受理しました。なお農業委員会による農地売却等あっせんの希</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>望はありませんでした。</p> <p>23ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計1件、畑合計1筆、178㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>24ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計5件、畑合計7筆、1,464㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>26ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局及び新潟税務署から照会があったものは4件で、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、農地、非農地として回答しました。以上です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、去る10月6日に開催された北信越ブロック農業委員会女性委員研修会に当委員会からも2名の委員が参加されました。参加された委員を代表して江端委員から報告をお願いします。</p> |
| <p>江端委員（4番）</p> | <p>北信越ブロック農業委員会女性委員研修会に参加しましたので、ご報告します。</p> <p>昨年、福井県で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止になりましたが、今年は開催されることになりました。会場は福井県ですが、参加者が一堂に会することは取りやめ、各県に拠点を設け、オンラインでの開催となりました。新潟県の拠点はユニゾンプラザで、当委員会からは、鈴木委員と私の2名が参加しました。</p> <p>研修会は、全国農業会議所から女性委員の取り巻く情勢報告に続き、女性ならではの視点や観点から積極的に活動している2名の方の事例報告がありました。最後に参加各県の会場をオンラインでつないで、農業委員および農地利用最適化推進委員の役割と取り組みについてのパネルディスカッションがあり、活発な意見交換ができました。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>オンラインでの開催でしたが、農業を取り巻く情勢や農業委員、農地利用最適化推進委員の役割と取り組みなど、今後の委員活動に役立つ内容であり、有意義な研修となりました。以上です。</p> <p>ただ今の報告に対して、ご質問はありませんか。 事務局から報告事項等はありませんか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>新潟県農業委員会大会の議案の要請決議の素案に対する意見の提出についてです。先日、新潟県農業会議から同大会の議案の要請決議の素案に対する意見の提出依頼がありました。各委員にはご意見がある場合は事務局へご提出いただきたいとお願いしておりましたが、期日までにご意見はありませんでした。従いまして、農業会議への意見の提出はありません。</p> <p>次に27ページ、11、12月の業務日程です。 はじめに11月の業務日程です。 9日、火曜日、午後1時30分から、女性の農業委員会初任者委員のための研修会がオンライン中継で開催されます。新潟県の会場は中央区で、江端委員、鈴木委員が出席されます。 22日、月曜日、午後1時30分から、新潟県農業委員会大会が中央区で開催されます。今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の収容人数に制限があります。当委員会では会長、会長職務代理者と当日の進行役として江端委員が会場に参加します。またオンライン中継が予定されていますので、その他の委員は区役所104会議室で会議に出席していただきます。 25日、木曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。26日、金曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。 30日、火曜日、午後3時から、11月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。 次に11月の申請締切日です。農地法11月総会分が11月9日、火曜日、農業経営基盤強化促進法12月総会分が11月25日、木曜日です。 次に12月の業務日程です。 7日、火曜日、8日、水曜日、の2日間、令和3年度、新潟県女性農業委員等研修会及びにいがた女性農業委員の会第20回定例総会が中央区で開催されます。江端委員、鈴木委員が出席されます。</p> |

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 梶 原 政 好

署名委員 高 杉 隆 司